

（ 令 2 . 1 0 . 1 6
実 2 - 3 ）

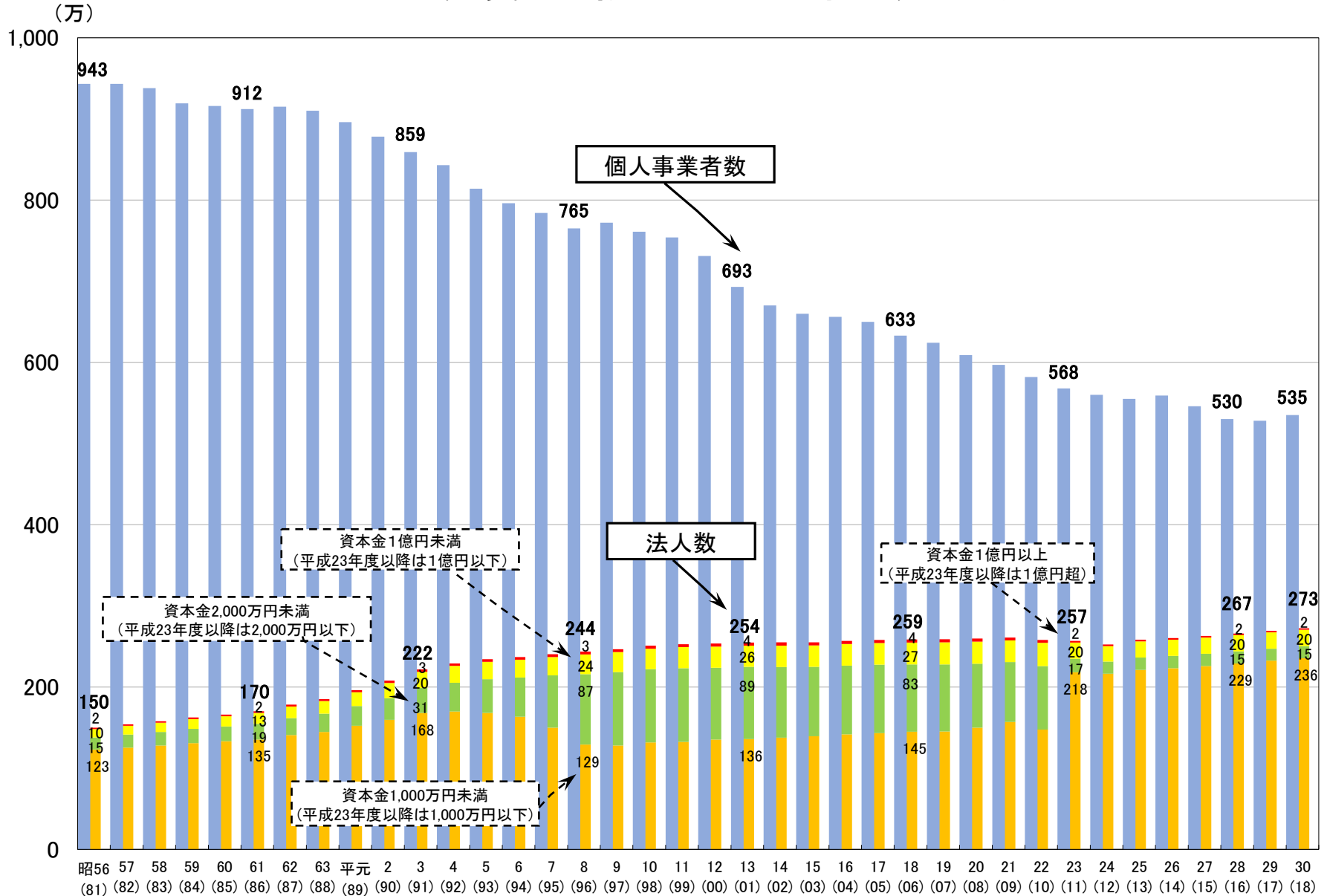
説 明 資 料

〔事業者の適正申告の確保、記帳水準の向上について〕

令和 2 年 10 月 16 日（金）

財 務 省

法人数(資本階級別)、個人事業者数の推移

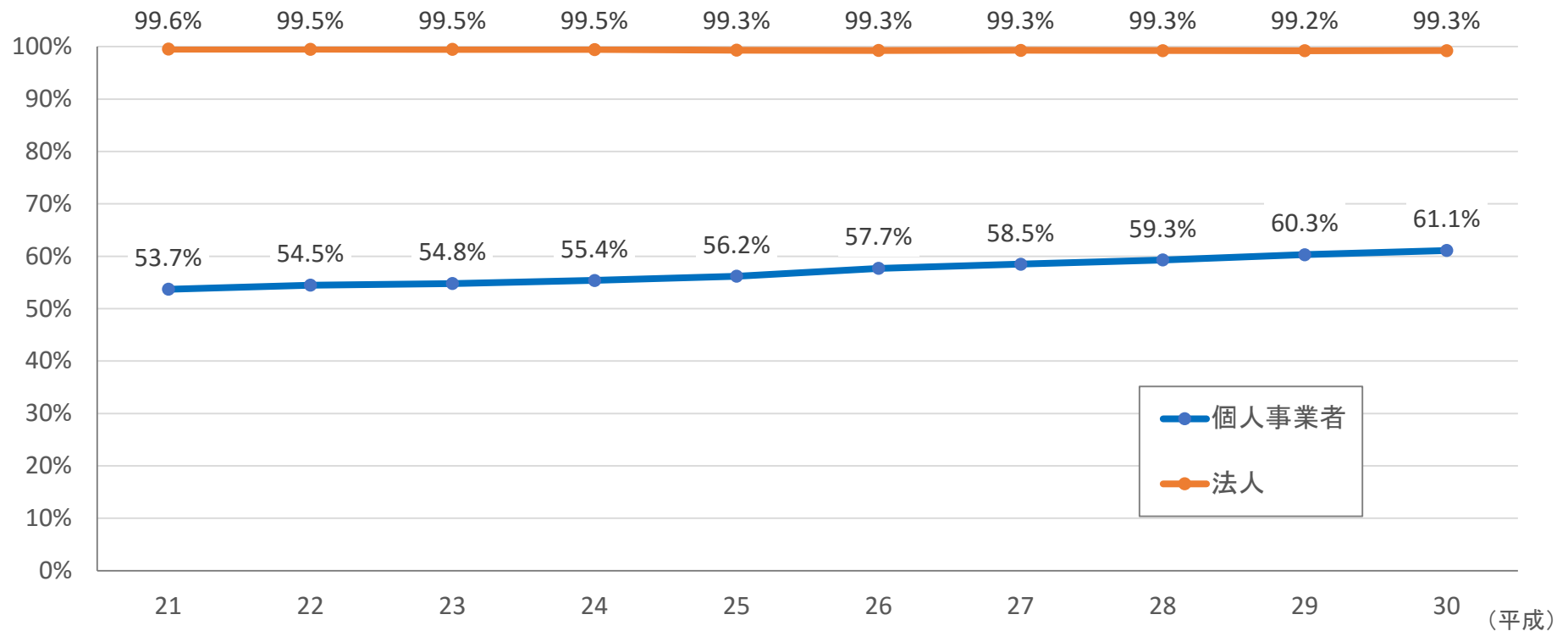


(備考) 法人数(全体)には連結法人を含む。
 (出所) 会社標本調査(国税庁)、労働力調査(総務省)

(年(度)分)

青色申告率の推移(法人、個人事業者)

- 法人の青色申告率はほぼ100%で推移。
- 個人事業者の青色申告率は直近の平成30年で61%にとどまっている。



(参考)法人の青色申告率は、稼働中の法人数のうち青色申告を行った法人数の割合。

個人事業者の青色申告率は、個人事業者(事業所得が主たる所得の者)の申告者数のうち青色申告を行った者の割合。

(出所)国税庁統計年報

事業者の記帳水準に係る概況

区分	概況
小売、飲食店、理美容師等の伝統的自営業	<ul style="list-style-type: none"> ● 会計ソフト利用者は少なく、手書き帳簿も依然として存在。 ● 経理事務を1人で行うような場合も多い。 ● 商工会や青色申告会、農協等からの記帳指導の利用も多い。
フリーランス、ギグワーカー	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常的な記帳義務の履行度合いは不明。 ● 雇用的自営とされる者は増加傾向。 ● 一定のITリテラシーを有していると想定。
<p>【参考】</p> <p>中小企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的に複式簿記で記帳。 ● インストール型会計ソフトなど市販製品の利用が多いものの、電子帳簿保存法の承認を得ている企業は少なく、印刷して紙で保存が一般的。 ● 税理士・会計事務所等の関与率も高い。
大・中堅企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的に複式簿記で記帳。 ● 多くはカスタマイズした会計ソフトや独自の自社システムを利用して電子的に記帳。 ● 改ざん防止機能等を備え電子帳簿保存法の承認を得ている企業も多い。 ● 税理士・会計事務所等の関与率も高い。